

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令 参照条文

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）（抄）	1
○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	5
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）（抄）	6
○人事院規則九―四九（地域手当）（平成十八年人事院規則九―四九）（抄）	7
○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（令和七年人事院規則九―四九―五七）（抄）	8
○日本国憲法（抄）	9

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）（抄）

（投票所経費）

第四条 衆議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

〔表略〕

2 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

3 第一項の投票所で、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

〔表略〕

4 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

〔表略〕

5 参議院議員選挙における投票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

〔表略〕

6 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

7 第五項の投票所で、公職選挙法第四十条第一項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げたもの又は閉じる時刻を繰り上げたものについては、当該投票所の第十四条に規定する投票管理者及び投票立会人に要する費用並びに当該投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費及び報酬の不要分として、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、次の表に掲げる額を減額する。

〔表略〕

8 前項の投票所で政令で定める地域にあるものについては、当該投票所を開く時刻を繰り下げた時間又は閉じる時刻を繰り上げた時間一時間につき、同項の表に掲げる額のほか、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を減額する。

〔表略〕

9 投票が平日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域に

あつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万八千三百七十八円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万千三百四十円

10 投票が休日に行われる場合において投票日の翌日において投票箱を開票所に送致したときは、投票所の事務に従事する者の超過勤務手当費として、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算する。ただし、政令で定める地域にあつては、当該額及び当該額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。

一 投票日の翌日が平日である場合 五万九千五百九十八円

二 投票日の翌日が休日である場合 六万二千五百六十円

11
19
〔略〕

(開票所経費)

第五条 衆議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

〔表略〕

2 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

3 衆議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

4 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

5 衆議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

〔表略〕

6 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

7 参議院議員選挙の投票が平日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

〔表略〕

8 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

9 参議院議員選挙の投票が休日に行われる場合において、投票の当日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

〔表略〕

10 前項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

11 参議院議員選挙において、投票の翌日において開票を行う開票所経費の基本額は、次の表に掲げるとおりとする。

〔表略〕

12 前項の場合において開票を休日に行うときは、同項の開票所で政令で定める地域にあるものについては、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

13
19

〔略〕

（選挙会経費及び選挙分会経費）

第六条 〔略〕

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院小選挙区選出議員選挙会にあつては四十二万八千八百円、衆議院比例代表選出議員選挙分会にあつては六十万八千九百九十三円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙にあつては、参議院選挙区選出議員選挙分会）及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては百十万七千三百五十二円、参議院選挙区選出議員選挙会（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）にあつては六十七万五千九百九十三円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

3
〔略〕

（演説会施設公営費）

第九条 〔略〕

2 演説会場が政令で定める地域にある場合において、演説会が平日の夜間又は休日に行われるときは、平日の夜間にあつては一万六千三百三十七円、休日にあつては一万七千六百四十五円に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

3
7
〔略〕

（事務費）

第十三条 〔略〕

2 都道府県庁、都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関、市役所、区役所又は町村役場が政令で定める地域にある場合には、次の表に掲げる額に政令で定める割合を乗じて得た額を加算する。

〔表略〕

3 投票又は開票が日曜日及び土曜日以外の休日に行われる場合には、次の表に掲げる額を加算する。ただし、前項の場合において、これらの額及びこれらの額に政令で定める割合を乗じて得た額の合計額を加算するものとする。
〔表略〕

○一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（地域手当）

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | | |
|---|-----|-------|
| 一 | 一級地 | 百分の二十 |
| 二 | 二級地 | 百分の十六 |
| 三 | 三級地 | 百分の十二 |
| 四 | 四級地 | 百分の八 |
| 五 | 五級地 | 百分の四 |

3
〔略〕

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）（抄）

附 則

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

第七条 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、第二条改正後給与法第十一条の第三第二項及び第三項の規定にかかわらず、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

2・3〔略〕

○人事院規則九―四九（地域手当）（平成十八年人事院規則九―四九）（抄）

（給与法第十一条の三の規定による地域手当）

第二条 給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域は別表第一に掲げる地域とし、同項の人事院規則で定める官署は別表第二に掲げる官署とする。

第三条 給与法第十一条の三第二項の地域手当の級地は、別表第一及び別表第二に定めるとおりとする。

○人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則（令和七年人事院規則九―四九―五七）（抄）

附 則

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当）

第二条 令和十年三月三十一日までの間における給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域は、この規則による改正後の規則九―四九第二条の規定にかかわらず、附則別表第一に掲げる地域とし、同項の人事院規則で定める官署は、同条の規定にかかわらず、附則別表第二に掲げる官署とする。

第三条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。次条において「令和六年改正法」という。）附則第七条第一項の人事院規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の人事院規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一	二十パーセント級地	百分の二十
二	十六パーセント級地	百分の十六
三	十五パーセント級地	百分の十五
四	十四パーセント級地	百分の十四
五	十三パーセント級地	百分の十三
六	十二パーセント級地	百分の十二
七	十一パーセント級地	百分の十一
八	十パーセント級地	百分の十
九	九パーセント級地	百分の九
十	八パーセント級地	百分の八
十一	七パーセント級地	百分の七
十二	六パーセント級地	百分の六
十三	五パーセント級地	百分の五
十四	四パーセント級地	百分の四
十五	三パーセント級地	百分の三
十六	二パーセント級地	百分の二
十七	一パーセント級地	百分の一

第四条 令和六年改正法附則第七条第一項後段の人事院規則で定める級地は、附則別表第一及び附則別表第二に定めるところとする。

○日本国憲法（抄）

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。